

# 第56回 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2022年6月28日(火曜日) 午前10時  
受付開始午前9時

**開催場所** 福島県福島市上町4番30号  
クワークーリアンテ サンパレス  
4階 ベリル

**議案**

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件



感動のある人生を。

**ココロネット株式会社**

私たちの  
グループの理念

私たちは、  
人々の「こころ」に  
満足と安らぎをもたらす  
サービスを提供する。

私たちの  
経営方針

1. グループの全員が心を一つにし、高い企業価値を実現する。
2. 社員の自主性とパワーを最大限に生かした、社員主役の経営をすすめる。
3. どのお客様に対しても高品質のサービスを提供する。

目次

第56回定時株主総会招集ご通知……………	1
新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について……	2
議決権行使等についてのご案内……………	3
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件……………	4
第2号議案 定款一部変更の件……………	5
第3号議案 取締役（監査等委員である取締 役を除く。）6名選任の件……	7
第4号議案 取締役（社外取締役及び監査等 委員である取締役を除く。）に 対する譲渡制限付株式の付与の ための報酬決定の件……………	12
提供書面	
事業報告	
1. 企業集団の現況……………	15
2. 会社の現況……………	28
3. 株式会社の支配に関する基本方針……	34
4. 株式会社の状況に関する重要な事項…	34
5. 剰余金の配当等の決定に関する方針…	34
連結計算書類……………	35
計算書類……………	37
監査報告……………	39

証券コード 6060  
2022年6月8日

株主の皆様へ

福島県福島市鎌田字舟戸前15番地1  
こころネット株式会社  
代表取締役社長 菅野孝太郎

## 第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、事前に書面により議決権を行使いただけます。

書面による議決権の行使にあたりましては、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時 受付開始午前9時
2. 場 所 福島県福島市上町4番30号  
クラーリアンテ サンパレス 4階 ベリル  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第56期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第56期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 剰余金処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
  - 第4号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主様の安全を第一に考え、本総会における当社の対応について以下のとおりご案内いたします。株主の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 当社の対応

- ・ご出席の株主様にはマスク着用、検温及び手指のアルコール消毒のご協力をお願いいたします。なお、37.5℃以上の発熱、咳などの症状がみられる株主様につきましては、本総会会場へのご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・当社出席役員及び株主総会運営スタッフはマスクを着用させていただきます。
- ・会場内の座席は間隔をあけて座席数を減らして配置させていただきます。
- ・ご出席の株主様へのお土産の配付は、取りやめさせていただきます。
- ・株主総会終了後の株主懇談会は、中止とさせていただきます。

### 2. 株主様へのお願い

- ・株主様への新型コロナウイルス感染防止のため、健康状態にご不安のある方は、株主総会へのご出席を極力お控えくださいますようお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、下記ウェブサイトにてお知らせいたします。

- ・当社ウェブサイトURL <https://cocolonet.jp/>

## 議決権行使等についてのご案内

### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です)  
当日の受付開始は、午前9時を予定しております。

開催日時

2022年6月28日(火曜日)  
午前10時



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、  
切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月27日(月曜日)  
午後5時30分到着分まで



◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://cocolonet.jp/>) に掲載させていただきます。

◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<https://cocolonet.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ①事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ②連結株主資本等変動計算書
- ③連結計算書類の連結注記表
- ④株主資本等変動計算書
- ⑤計算書類の個別注記表

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、株主の皆様へ安定した配当を継続的に行う当社の基本方針に則り、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 <b>15円</b> 配当総額 <b>56,144,325円</b>
剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月29日

## 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第17条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
(新 設)	<p>(附則)</p>
(新 設)	<p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6ヵ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>



第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員が任期満了となります。つきましては、引き続き取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。本議案につきましては、独立社外取締役3名を含む5名の委員で構成される指名・報酬委員会で審議したうえで取締役会において決定したものです。

なお、各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

候補者番号	氏名	現在の地位及び重要な兼職	属性
1	さいとう たかのり 齋藤 高紀	代表取締役会長	再任
2	かんの こうたろう 菅野 孝太郎	代表取締役社長 天津中建万里石石材有限公司 董事	再任
3	さわだ まさはる 澤田 正晴	取締役 株式会社With Wedding 代表取締役	再任
4	くま さか しゅういち 熊坂 秀一	取締役	再任
5	はねだ かつのり 羽田 和徳	取締役 株式会社たまのや 代表取締役 株式会社フルール 代表取締役	再任
6	いとう のぶひろ 伊藤 信弘	社外取締役	再任 社外 独立

**再任** 再任取締役候補者

**社外** 社外取締役候補者

**独立** 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

さいとう たかのり  
齋藤 高紀 (1948年4月1日)

所有する当社の株式数……………422,000株

再任

**【職歴、当社における地位及び担当】**

1970年4月 北海道東北開発公庫（現 株式会社日本政策投資銀行）入庫  
1992年6月 旧 株式会社たまのや 代表取締役副社長  
株式会社ふくしま互助会（現 株式会社ハートライン）代表取締役副社長  
1995年11月 旧 株式会社たまのや 代表取締役社長  
1996年6月 株式会社ふくしま互助会（現 株式会社ハートライン）代表取締役社長  
1997年4月 株式会社サンストーン 代表取締役社長  
2005年11月 カンノ・コーポレーション株式会社（現 当社）代表取締役副社長  
2012年6月 当社 代表取締役社長  
2021年4月 当社 代表取締役会長（現任）

**取締役候補者とした理由**

齋藤高紀氏は、当社の社長として長年にわたりグループ全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上にも貢献しております。なお、2021年4月からは会長に就任し、その実績及び業界における長い経験と企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

かんのこうたろう  
菅野孝太郎 (1968年6月7日)

所有する当社の株式数…………… 74,440株

再任

**【職歴、当社における地位及び担当】**

1993年4月 株式会社福島銀行 入行  
2003年4月 旧 石のカンノ株式会社（現 当社）入社  
2008年6月 新 石のカンノ株式会社（現 カンノ・トレーディング株式会社）取締役  
2012年7月 当社 企画部長  
2015年6月 当社 取締役  
2019年6月 当社 代表取締役副社長  
2021年4月 当社 代表取締役社長（現任）

**【重要な兼職の状況】**

天津中建万里石石材有限公司 董事

**取締役候補者とした理由**

菅野孝太郎氏は、2012年7月から当社の企画部長を務め、取締役、副社長を歴任し、2021年4月からは社長として経営の指揮を執っております。グループ全社の業務にも精通し、経営全般に関わる幅広い知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

さわだ まさはる  
澤田 正晴 (1964年1月9日)

所有する当社の株式数…………… 1,500株

再任

**【職歴、当社における地位及び担当】**

1987年4月 株式会社第一勧業銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 入行  
2003年1月 福銀リース株式会社 (現 九州キャピタルファイナンス株式会社) 代表取締役  
2008年1月 GEリアル・エステート株式会社 取締役資産管理事業本部長  
2010年4月 独立行政法人 奄美郡島振興開発基金 理事長  
2015年4月 富士炉材株式会社 代表取締役  
2017年6月 アサヒホールディングス株式会社 企画部長  
2018年7月 当社 入社 経営企画部長  
2019年6月 当社 取締役 (現任)  
[担当] 経営企画部長

**【重要な兼職の状況】**

株式会社With Wedding 代表取締役

**取締役候補者とした理由**

澤田正晴氏は、不動産、金融並びに一般事業会社の役員として経営に携わるなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。また、2018年からは当社経営企画部長としてグループ全社に関わる諸施策の統括等、職務を適切に遂行しており、当社の更なる成長のために適切な人材であることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

くま さか しゅう いち  
熊坂 秀一 (1964年11月11日)

所有する当社の株式数…………… 2,800株

再任

**【職歴、当社における地位及び担当】**

1983年3月 株式会社たまのや 入社  
2008年4月 同社 催事事業部長  
2014年4月 同社 総務部長  
2014年6月 同社 取締役  
2020年6月 当社 取締役 (現任)  
[担当] 人事部長

**取締役候補者とした理由**

熊坂秀一氏は、株式会社たまのやに入社以来、葬祭事業全般に従事し、2014年6月には同社取締役に就任しております。2020年6月から当社取締役人事部長として経営全般及び管理・運営業務に従事し、幅広い知見を有していることから取締役として選任をお願いするものであります。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号

5

はねだ  
羽田

かつのり  
和徳

(1959年4月10日)

所有する当社の株式数…………… 8,900株

再任

**【職歴、当社における地位及び担当】**

1983年4月 株式会社第一勧業銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行  
2002年10月 同行 青森中央支店長  
2004年7月 同行 広尾支店長  
2010年11月 当社 営業開発部長（株式会社みずほ銀行より出向）  
2012年6月 当社 取締役  
2015年6月 当社 常務取締役  
2019年6月 当社 取締役（現任）

**【重要な兼職の状況】**

株式会社たまのや 代表取締役  
株式会社フルール 代表取締役

**取締役候補者とした理由**

羽田和徳氏は、長年にわたる金融機関での豊富な経験を有しており、当社入社後は営業開発部長を務め、2012年6月に取締役に就任しております。企業経営に関する幅広い知見も有していることから、今後も当社の経営の充実に資する人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

いとう  
伊藤

のぶひろ  
信弘

(1957年2月10日)

所有する当社の株式数…………… 1,200株

再任

社外

独立

**【職歴、当社における地位及び担当】**

1983年3月 株式会社いちい 入社  
1990年2月 同社 取締役管理部長  
2000年3月 同社 常務取締役  
2003年3月 同社 専務取締役  
2018年6月 当社 社外取締役（現任）

**【重要な兼職の状況】**

株式会社いちい 代表取締役社長  
株式会社ヒロックス 代表取締役社長  
株式会社アイホールディングス 代表取締役社長

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割**

伊藤信弘氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、公平かつ中立的な立場から当社の経営上  
有用な意見・助言をいただけるものと判断したことから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。  
同氏には、企業経営者としての豊富なビジネス経験を生かし、当社において独立した客観的立場で経営を監督する  
役割を果たしていただくことを期待しております。

- (注) 1 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2 伊藤信弘氏は社外取締役候補者であります。
- 3 伊藤信弘氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。再任が承認された場合には引き続き独立役員とする予定であります。
- 4 当社は、伊藤信弘氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、再任が承認された場合、責任限定契約を継続する予定であります。
- 5 伊藤信弘氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- 6 監査等委員会は、各候補者を取締役に選任することが当社の企業価値向上に資すると判断しております。
- 7 上記取締役候補者の現在の職歴、当社における地位及び担当、重要な兼職の状況は、2022年4月1日現在のものであります。
- 8 当社は、取締役全員を被保険者として役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、当該保険契約は2022年7月に更新する予定であります。

## 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2015年6月25日開催の定時株主総会において年額144百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内。なお、使用人分給与は含まない。）とご承認をいただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

つきましては、現行の取締役の金銭報酬枠の範囲内で、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額14百万円以内とし、本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は年14,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）といたしたいと存じます。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、当社の現在の対象取締役は5名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は同じく、5名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行または処分を受けるものとし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定いたします。

なお、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要及び以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から、1年から5年間の範囲で取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。ただし、対象取締役が下記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定めるいずれの地位も喪失した場合には、必要に応じて譲渡制限期間の終期を合理的に調整するものとする。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が役務提供期間の間継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件とすることに加え、必要に応じて当社の取締役会が目標値として設定した一定の業績目標を上回ることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、監査等委員を除く取締役の報酬等に関する決定方針を定めており、その内容の概要は事業報告31頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

(ご参考)

当社は、本議案が承認されることを条件に、当社の子会社の取締役に対し、上記と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以上



(提供書面)

# 事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進み、経済社会活動の段階的再開や景気対策の効果等により、一時的に持ち直しの動きが見られたものの、変異株の流行により感染者数が急増したことから、断続的に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出され、景気の先行きは不透明な状況で推移しました。また、国際情勢の影響による原油価格・原材料価格の高騰等もあり、予断を許さない状況が続いております。

当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症の基本的感染対策を徹底するとともに、各事業において「新しい生活様式」及び業種別ガイドラインに則った施行・接客により、お客様と従業員の安全確保に努めました。

このような環境下、事業環境の変化に迅速に対応するため、2021年4月に代表取締役の異動を実施し、経営体制の若返りを図りました。また、中期経営計画の最終年度として、重点施策である「未来へのトランスフォーメーション」・「生産性追求」・「人財開発と働く環境の整備」に引き続き取り組みました。具体的には、組織の効率化及び事業ポートフォリオの再構築を図るため、連結子会社であるところガーデン株式会社とところeパワー株式会社を当社へ吸収合併しました。また、選択と集中及び経営資源の適正配分を図るため、婚礼会場2施設の閉館を進めるとともに、葬祭会館2施設をオープンしました。次に、業務を抜本的に見直すBPRの拡大・加速、DX（デジタルトランスフォーメーション）に向けた基盤づくり等を推進しました。更に、社員の健康増進に取り組む健康経営や変化に対応するためのリーダー人財の育成等を継続しました。

当連結会計年度の当社グループの経営成績は、主に葬祭・石材・婚礼・生花事業における増収により、売上高は8,675百万円（前期比8.6%増）となりました。加えて、固定費や販売費及び一般管理費の圧縮に努めたこと等により、営業利益は297百万円（同242.6%増）、経常利益は341百万円（同121.6%増）となりました。また、ベトナムにおける協業先からの債権回収による貸倒引当金戻入額を特別利益に計上した一方、収益性が低下した婚礼会場における減損損失並びに2022年3月に発生した福島県沖地震に起因する災害による損失を特別損失に計上したことに加え、法人税等調整額が増加したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は131百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失864百万円）となりました。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

セグメント別の経営成績は次のとおりであり、売上高についてはセグメント間の内部売上高または振替高を除き記載しております。

## 葬祭事業

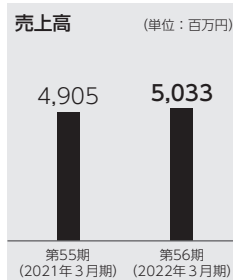
### 売上高

**5,033**百万円

(前期比2.6%増)

葬祭事業につきましては、営業エリアの死亡者数は増加傾向で推移しました。一方で、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出等により、参列の自粛や会食利用等の回復が停滞し、葬儀の小規模化及び低価格化が継続しました。

このような状況の下、祭壇生花やオプション品等の高付加価値商品や会食に代わる葬儀付帯商材の販売促進等に注力し、葬儀施行単価の低下抑制に努めました。また、法事や仏壇仏具の販売及び葬儀施行後の会員募集等のアフターフォロー営業を強化しました。更に、2021年10月に「とわノイエ 会津」（福島県会津若松市）、2022年3月に「とわノイエ 越戸」（栃木県宇都宮市）をオープンし、小規模葬儀ニーズへの対応を充実させました。その結果、葬儀施行件数が前期より増加した一方、売上原価が上昇したこと等により、売上高は5,033百万円（前期比2.6%増）、営業利益は484百万円（同1.3%減）となりました。



## 石材事業

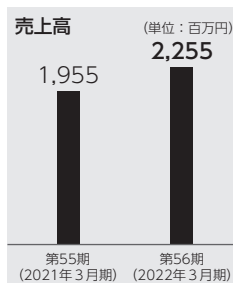
### 売上高

**2,255**百万円

(前期比15.4%増)

石材事業につきましては、世界的な新型コロナウイルス感染症の流行に加えて、資源価格の高騰や中国の電力供給問題等により、海外における原石の在庫不足、仕入原価の上昇及び墓石・石材加工商品の入荷遅延等が続きました。また、ベトナムにおける墓石販売については、ホーチミン市の社会隔離措置で営業活動が一時的に停滞する等の影響が生じました。一方で、2021年2月及び2022年3月に発生した福島県沖地震の影響により、墓石のリフォーム・メンテナンスの需要が高まりました。

このような状況の下、石材卸売において新規取引先の開拓に注力するとともに、石材小売において来店客誘致と店舗営業の強化等を推進し、販売数量の増加を図りました。その結果、石材卸売数量、墓石の新規建立件数及びリフォーム・メンテナンスの受注等が前期よりも増加し、売上高は2,255百万円（前期比15.4%増）、営業利益は67百万円（同137.0%増）となりました。

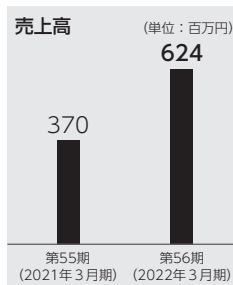


## 婚礼事業

売上高  
**624**百万円  
(前期比68.5%増)

婚礼事業につきましては、緊急事態宣言の発出に伴い臨時休業期間を設けた前期に比べ、婚礼・宴会の延期や中止は減少したものの、まん延防止等重点措置の発出等により、婚礼の需要減少並びに小規模化が継続しました。

このような状況の下、事業環境の変化等を踏まえ、2021年10月に小規模婚礼会場「Primari」（福島県福島市）を閉館するとともに、2022年6月にゲストハウス「アニエス郡山」（福島県郡山市）を閉館することを決議しました。また、フォトプランや家族中心の小規模プラン等の新しい生活様式に沿った婚礼の提案、動画コンテンツやSNSによる情報発信の充実、料理のテイクアウトや宅配商品の拡大、婚礼・宴会のオプション販売等に注力しました。その結果、婚礼施行件数等が前期よりも増加しましたが、売上高は624百万円（前期比68.5%増）、営業損失は382百万円（前期は営業損失560百万円）となりました。

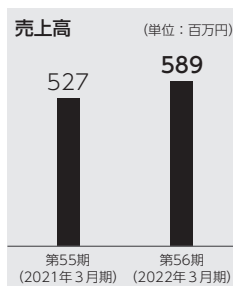


## 生花事業

売上高  
**589**百万円  
(前期比11.7%増)

生花事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う葬儀の小規模化は継続しているものの、生花需要は前期よりも回復が見られました。

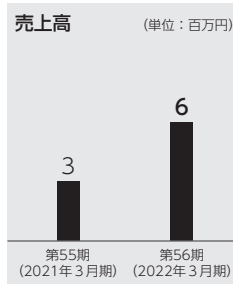
このような状況の下、葬儀社向けの祭壇生花等の提案、生花店や葬儀社等へのオンラインショップの訴求及び架電・SNSによる情報発信等を強化し、新規取引先の開拓と既存取引先への深耕に注力しました。その結果、生花及び生花商品の卸売数量が増加し、売上高は589百万円（前期比11.7%増）、営業利益は139百万円（同9.3%増）となりました。



## 互助会事業

売上高  
**6**百万円  
(前期比88.9%増)

互助会事業につきましては、広告宣伝及びWebを活用した営業活動、感染症対策を講じたセミナー・イベントの開催等に注力し、互助会の新規加入促進等に努めました。その結果、売上高は6百万円（前期比88.9%増）、営業利益は45百万円（同74.2%増）となりました。

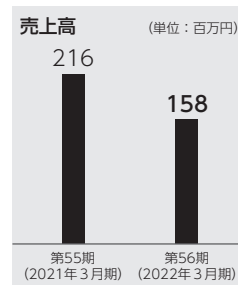


## その他

売上高  
**158**百万円

(前期比27.0%減)

その他の装販部門につきましては、既存取引先を中心にオリジナル紙棺「悠舟」の販売数量が好調に推移した一方で、海外からの運賃の高騰により仕入原価が上昇しました。また、その他の介護部門を2021年1月に事業譲渡したことに伴い売上高が減少しました。その結果、売上高は158百万円（前期比27.0%減）、営業利益は5百万円（同45.4%減）となりました。



## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は299百万円（建設仮勘定を除き、無形固定資産を含む。金額には消費税を含めておりません。）であります。

その主なものは、葬祭会館とわノイエ 越戸（栃木県宇都宮市）の開設（59百万円）、葬祭会館とわノイエ 会津（福島県会津若松市）の開設（31百万円）及び太陽光発電設備（福島県福島市3カ所、福島県いわき市1カ所）の設置（25百万円）であります。

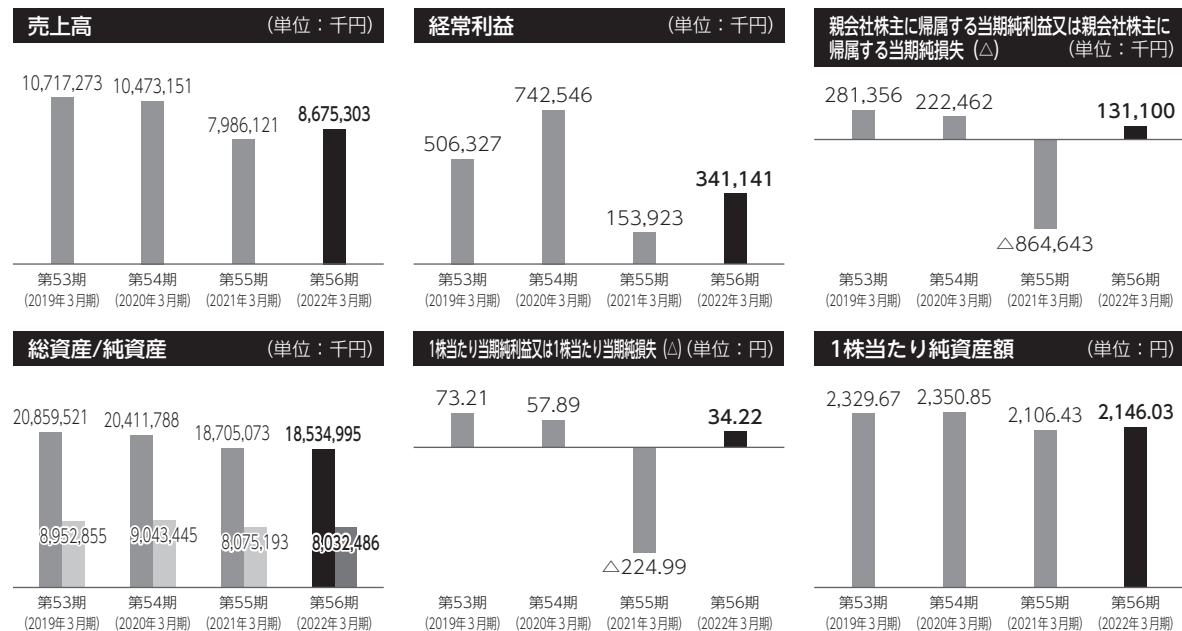
## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、230百万円の長期借入金返済を行いました。

また、当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額1,500百万円の当座借越契約を締結しております。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

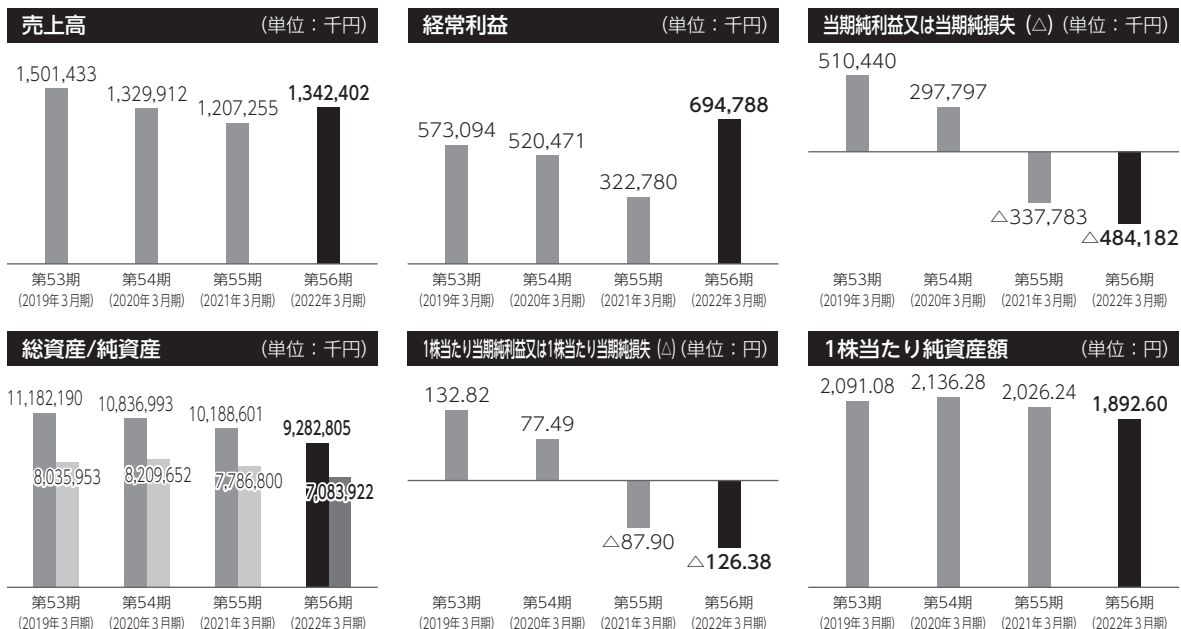
##### ① 企業集団の財産及び損益の状況



		第53期 (2019年3月期)	第54期 (2020年3月期)	第55期 (2021年3月期)	第56期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高	(千円)	10,717,273	10,473,151	7,986,121	8,675,303
経常利益	(千円)	506,327	742,546	153,923	341,141
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(千円)	281,356	222,462	△866,643	131,100
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	73.21	57.89	△224.99	34.22
総資産	(千円)	20,859,521	20,411,788	18,705,073	18,534,995
純資産	(千円)	8,952,855	9,043,445	8,075,193	8,032,486
1株当たり純資産額	(円)	2,329.67	2,350.85	2,106.43	2,146.03

- (注) 1 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を除く普通株式の期中平均株式数により計算しております。
- 2 1株当たり純資産額は、期末の普通株式の発行済株式数から自己株式数を除いた値により計算しております。
- 3 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## ② 事業報告作成会社の財産及び損益の状況



		第53期 (2019年3月期)	第54期 (2020年3月期)	第55期 (2021年3月期)	第56期 (当事業年度) (2022年3月期)
売上高	(千円)	1,501,433	1,329,912	1,207,255	1,342,402
経常利益	(千円)	573,094	520,471	322,780	694,788
当期純利益又は当期純損失 (△)	(千円)	510,440	297,797	△337,783	△484,182
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	132.82	77.49	△87.90	△126.38
総資産	(千円)	11,182,190	10,836,993	10,188,601	9,282,805
純資産	(千円)	8,035,953	8,209,652	7,786,800	7,083,922
1株当たり純資産額	(円)	2,091.08	2,136.28	2,026.24	1,892.60

- (注) 1 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を除く普通株式の期中平均株式数により計算しております。
- 2 1株当たり純資産額は、期末の普通株式の発行済株式数から自己株式数を除いた値により計算しております。
- 3 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	出資比率 (%)	所在地	主要な事業内容
株式会社たまのや	50,000	100.0	福島県 福島市	葬祭事業
カンノ・トレーディング株式会社	10,000	100.0	福島県 福島市	石材事業
株式会社With Wedding	40,000	100.0	福島県 郡山市	婚礼事業
株式会社フルール	10,000	100.0	福島県 福島市	生花事業 その他（装販部門）
株式会社ハートライン	50,000	100.0	福島県 福島市	互助会事業
株式会社北関東互助センター	40,000	100.0	栃木県 宇都宮市	葬祭事業 互助会事業
カンノ・トレーディング・ベトナム 有限会社	約50,000 (100億VND)	80.0	ベトナム ホーチミン市	石材事業

- (注) 1 ころこガーデン株式会社は、2021年7月1日付で当社へ吸収合併したため、重要な子会社から除外いたしました。
- 2 ころこeパワー株式会社は、2021年10月1日付で当社へ吸収合併したため、重要な子会社から除外いたしました。
- 3 当事業年度末日において、特定完全子会社はありません。

## (6) 対処すべき課題

経営環境につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、経済社会活動が正常化に向かう中、各種政策の効果等もあって、国内景気の持ち直しが期待されます。一方、国際情勢等による不透明感が見られる中、原材料価格の上昇、金融資本市場の変動、供給面での制約等が懸念されるとともに、感染拡大による影響にも注視する必要があります。

また、冠婚葬祭業と石材事業を核とする当社グループを取巻く事業環境におきましても、少子高齢化による需要への影響、時流の変化による儀式・埋葬の形態の多様化、価値観や生活様式の変化に伴うお客様ニーズの変化、異業種からの業界参入等、今後も変化の激しい状況が継続するものと予想されます。

なお、新型コロナウイルス感染症の当社グループへの影響に関しましては、葬儀の小規模化、石材商品の海外からの入荷遅延や仕入原価の上昇、婚礼の需要減少並びに小規模化、生花の需要低迷等が生じております。

こうした経営環境の中、当社グループが対処すべき主な課題及び対応策は、次のとおりであります。

- ① サービス及び業務品質の向上  
教育研修の充実と各種資格取得の積極的な奨励による高品質のサービス提供  
継続的にリーダー人材を輩出する枠組み構築と風土醸成  
あらゆる業務の品質と生産性の向上
- ② 変化するニーズへの対応  
多様な儀式形態を実現するための施設面での充実  
利用者のニーズを的確に捉えた独自性の高い商品・サービスの開発  
オンラインを活用した営業スタイルの拡充
- ③ 営業エリアの拡大  
葬祭事業における葬祭会館の戦略的新規出店、M&A・アライアンス等の推進  
石材事業における関東地区を中心とした販路拡大、ベトナムでの事業展開の拡大  
生花事業における既存営業所の販路拡大、新規営業所の設置検討
- ④ コンプライアンス体制の整備  
コンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルの遵守  
コンプライアンス・リスク管理委員会の定期開催、勉強会等の適宜実施  
内部通報制度・相談窓口の整備と全役職員及び当社の取引先に対する周知
- ⑤ レジリエンシーの高いリスクマネジメント体制の構築  
事業継続計画の随時見直し  
定期的・体系的な環境変化の認識とリスクの感知  
迅速なリスク対応の検討
- ⑥ サステナビリティを巡る課題への対応  
福祉分野、文化・スポーツ分野、環境分野を中心とした様々な活動への取組み  
基本方針の策定、推進するための枠組みの整備、目標設定及び効果測定等の推進



経営戦略につきましては、当社グループでは「第4次中期経営計画」（2023年3月期～2025年3月期）を策定し、「成長をスパイラルアップするフレームづくり」を基本方針として掲げました。この基本方針に基づき、次のとおり重点施策に取り組んでまいります。まず、マーケティングの高度化を図るとともに、生産性向上を加速させ、価値創造のフレームづくりを推し進める所存です。また、戦略的アセットマネジメントや事業開発による業容拡大等、経営資源の集中と深化を進めてまいります。更に、人事戦略のブラッシュアップやコーポレートガバナンスの充実等、経営基盤の強化に努めます。

## (7) 主要な事業内容

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、2022年3月31日現在、当社、連結子会社7社及び関係会社3社で構成されております。

当社は純粋持株会社としてグループ運営に係る経営戦略企画、業績管理、不動産管理、総務・経理・人事等の管理業務を行っております。各事業子会社は、葬儀施行及び葬祭に係る商品・サービスの提供（葬祭事業）、墓石・石材加工商品等の卸売・小売（石材事業）、婚礼施行及び婚礼に係る商品・サービスの提供（婚礼事業）、生花・生花商品等の卸売（生花事業）、冠婚葬祭互助会の運営（互助会事業）及びこれらに付随するその他の事業を行っております。これら各事業が連携することにより、相乗効果を高めた総合的な事業展開を行っております。

各事業の内容は次のとおりであります。

### ① 葬祭事業

当事業は、葬儀施行及び葬祭に係る商品・サービスの提供を主な業務としており、連結子会社である株式会社たまのや及び株式会社北関東互助センターが、自社会館を利用した葬儀施行及び自宅や寺院での葬儀の補助を行うほか、葬儀施行業務の受託、供花・供物の販売、法事施行、仏壇・仏具販売等を行っております。

当事業においては、自社施設として、福島県、茨城県及び栃木県において葬祭会館30施設を展開しており、家族葬等の小規模葬儀から大規模葬儀まで対応可能な体制を構築しております。葬儀形態、会場及び会葬者数、地域慣習、利用者ニーズ等に応じた各種「パッケージプラン」を提供しており、利用者にとってわかりやすい料金サービス体系を構築しております。

また、サービス品質及び信頼度の維持向上等を図るため、人財育成・教育に注力しており、厚生労働省認定葬祭ディレクター技能審査「葬祭ディレクター」の資格取得の奨励等により、ご遺族に対する「こころの安らぎ」の提供にも努めております。

更に株式会社たまのやにおいては、自社による葬儀施行のほか、J A全農福島及び福島県内の農業協同組合（以下、「J A組合」という。）全組合が出資する株式会社J Aライフクリエイティブ福島との業務委託契約に基づき、同社が各J A組合より受託した葬儀施行に係る一部業務を受託しており、主に自社施設を展開していないエリアにおいて当該形態での事業を行っております。

なお、株式会社たまのやは、株式会社With Weddingより葬儀に係る仕出料理、株式会社フルールより生花・生花商品及び棺等を仕入れているほか、株式会社ハートラインより互助会会員に係る葬儀施行を受託する等、グループ連携を強化した事業展開を図っております。

## ② 石材事業

当事業は、墓石・石材加工商品等の卸売・小売を主な事業としており、日本国内では連結子会社であるカンノ・トレーディング株式会社が墓石等の石材店への卸売と一般顧客への小売及び霊園斡旋等を行っております。また、海外においては、連結子会社であるカンノ・トレーディング・ベトナム有限会社（ベトナム・ホーチミン市）が墓石販売等を行うほか、持分法適用関連会社である天津中建万里石石材有限公司が石材加工商品の供給等を行っております。

石材卸売は、中国・インド・ベトナム等を中心とした海外から墓石・石材加工商品を輸入し、東日本を中心とした石材店へ販売しております。中国福建省廈門市に事務所を設置し、商品仕入業務の円滑化及び商品品質の維持向上に努めるほか、デザイン性の追求や耐震化等の機能開発を行い、これらの付加価値商品を中心に提案しております。

石材小売は、「石のカンノ」の屋号で、福島県に5店舗、長野県に1店舗、東京都、茨城県にそれぞれ1営業所を展開し、墓石等の小売・霊園斡旋並びに法人向けの建築石材の施工及び東京都における屋内納骨堂の販売代行等を行っております。墓石については「オリジナルデザイン墓石」や「耐震構造墓石」の取扱いや20年保証等により他社との差別化を強化し、消費者のニーズに応じた墓石商品を提供しております。また、一般社団法人日本石材産業協会が認定する「お墓ディレクター」の資格取得を奨励するとともに、改葬や墓じまい、リフォーム・メンテナンス等のサービス品質の維持向上にも努めております。

## ③ 婚礼事業

当事業は、婚礼施行及び婚礼に係る商品・サービスの提供を主な業務としており、連結子会社である株式会社With Weddingが、福島県において異なるタイプの婚礼会場を展開し、結婚式やパーティー・宴会等の施行サービスを提供しております。また、人財育成・教育に注力しており、一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会が認定する「ブライダルプロデューサー」の資格取得の奨励等により、新郎新婦の親族及び友人等の参列者の心が通い合うような結婚式・披露パーティーのプロデュースに努めております。

当事業においては、福島県内の一部では株式会社たまのやに仕出料理等のケータリングを行っているほか、株式会社ハートラインより互助会会員に係る婚礼施行を受託する等、グループ連携を強化した事業展開を図っております。

#### ④ 生花事業

当事業は、生花・生花商品等の卸売を主な業務としており、連結子会社である株式会社フルールがグループ内外の葬祭事業会社に対する生花及び生花商品の供給に加え、一般の生花小売店等向けに同商品の卸売を行っております。

福島県、栃木県、山形県に営業所を設置し、東北、北関東地区を中心として販売先の拡大を図っております。

#### ⑤ 互助会事業

当事業は、当社グループの将来の顧客基盤を確保するため、連結子会社である株式会社ハートライン及び株式会社北関東互助センターが割賦販売法に定める前払式特定取引業者として許可を受け冠婚葬祭互助会の運営を行っております（〔経済産業大臣許可（互）第2001号・3057号〕）。また、株式会社メモリード・ライフの代理店として、少額短期保険加入者の募集代理店業務を行っております。

冠婚葬祭互助会は、会員が月掛金を一定期間払い込むことで、グループ内の株式会社たまのや、株式会社北関東互助センター及び株式会社With Wedding並びに提携する式場等で冠婚葬祭施行の際、通常料金より割安な料金にて役務サービスを利用できる会員制組織であります。更に、会員特典として割引価格によるサービス等を受けることができます。会員に対しては、会報誌の発行、各種相談への窓口及びオンラインでの対応、生活情報の発信等により、会員の付加価値の向上に努めております。

なお、株式会社ハートラインにおいては株式会社たまのや及び株式会社With Weddingに対し、施行委託することにより一定の手数料を受け取っております。

#### ⑥ その他

その他は株式会社フルールの装販部門等であり、棺・葬祭用品の卸売事業を行っております。

- (8) **主要な事業所** (2022年3月31日現在)  
 当社本社：福島県福島市鎌田字舟戸前15番地1  
 主要な営業所：

	事業会社名	福島県内	福島県外	合計
葬祭事業	株式会社たまのや	23	2	25
	株式会社北関東互助センター	－	5	5
石材事業	カンノ・トレーディング株式会社	6	6	12
	カンノ・トレーディング・ベトナム有限会社	－	1	1
婚礼事業	株式会社With Wedding	5	－	5
生花事業	株式会社フルール	1	2	3
互助会事業	株式会社ハートライン	3	－	3
その他 (装販部門)	株式会社フルール	1	－	1

- (9) **使用人の状況** (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

	前年度末	当年度末
従業員数	525名 (17名)	501名 (22名)

(注) 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外からの当社グループへの出向者を含む。) であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の ( ) は臨時従業員の年間平均雇用人数 (1日当たり7時間40分換算) を外書きしております。

② 当社の使用人の状況

	前年度末	当年度末
従業員数	31名	32名
平均年齢 (歳)	45.2	45.7
平均勤続年数 (年)	16.0	16.1

(注) 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。ただし、当社グループ内の出向は出向扱いとしない。) であり、臨時雇用者数 (パート、アルバイトを含む。) は、含んでおりません。

(10) **主要な借入先** (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社きらやか銀行	82,720千円
株式会社日本政策投資銀行	38,800千円
株式会社秋田銀行	29,020千円
株式会社福島銀行	29,020千円
株式会社みずほ銀行	16,000千円
株式会社東邦銀行	15,230千円

(11) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 5,100,000株
- ② 発行済株式の総数 3,843,100株
- ③ 株主数 886名
- ④ 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
カンノ合同会社	920,000株	24.6%
齋藤高紀	422,000株	11.3%
川島利介	276,875株	7.4%
こころネットグループ従業員持株会	190,540株	5.1%
(株) 東邦銀行	175,000株	4.7%
上田八木短資(株)	167,300株	4.5%
(株) 福島銀行	135,000株	3.6%
水元公仁	103,900株	2.8%
菅野孝太郎	74,440株	2.0%
福島信用金庫	50,000株	1.3%

(注) 持株比率は自己株式 (100,145株) を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### (2) 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	齋藤高紀	
代表取締役社長	菅野孝太郎	〈重要な兼職の状況〉 天津中建万里石石材有限公司 董事
取締役	澤田正晴	〈重要な兼職の状況〉 株式会社With Wedding 代表取締役
取締役	熊坂秀一	[担当] 人事部長
取締役	羽田和徳	〈重要な兼職の状況〉 株式会社たまのや 代表取締役 株式会社フルール 代表取締役
取締役	伊藤信弘	〈重要な兼職の状況〉 株式会社いちい 代表取締役社長 株式会社ヒロックス 代表取締役社長 株式会社アイホールディングス 代表取締役社長
取締役 (監査等委員・常勤)	加藤重光	
取締役 (監査等委員)	大出隆秀	〈重要な兼職の状況〉 有限会社大出会計事務所 代表取締役
取締役 (監査等委員)	菅野晴隆	〈重要な兼職の状況〉 弁護士法人ブレインハート法律事務所 代表社員社長

- (注) 1 取締役伊藤信弘氏並びに取締役(監査等委員)大出隆秀氏及び菅野晴隆氏は社外取締役であります。
- 2 取締役(監査等委員)大出隆秀氏は、税理士・公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 3 取締役(監査等委員)菅野晴隆氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
- 4 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、加藤重光氏を常勤の監査等委員に選定しております。
- 5 当社は、取締役伊藤信弘氏並びに取締役(監査等委員)大出隆秀氏及び菅野晴隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 6 当社と、社外取締役伊藤信弘氏並びに社外取締役(監査等委員)大出隆秀氏及び菅野晴隆氏は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## ② 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
三浦隆夫	2021年6月22日	任期満了	取締役(監査等委員・常勤)

## ③ 当事業年度に係る取締役及び監査等委員の報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	5名 (1名)	73,602千円 (1,440千円)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	4名 (2名)	10,488千円 (2,880千円)
合計 (うち社外取締役)	9名 (3名)	84,090千円 (4,320千円)

- (注) 1 上記には、2021年6月22日開催の第55回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員)1名を含んでおります。
- 2 取締役(監査等委員を除く)の支給人員は、無報酬の取締役1名を除いております。
- 3 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2015年6月25日開催の定時株主総会において年額144百万円以内(うち社外取締役分は年額10百万円以内。なお、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は、6名です。
- 4 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2015年6月25日開催の定時株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名です。



#### ④ 監査等委員を除く取締役の報酬等に関する決定方針

監査等委員を除く取締役の報酬には、インセンティブを付与する重要な機能があると考えられることから、その報酬等を適切な内容とするための仕組みを構築すべく、「監査等委員を除く取締役の報酬に関する決定方針」（以下、「決定方針」という。）の原案を監査等委員会に諮問し、答申内容を踏まえて2021年2月10日開催の定時取締役会において決定方針を以下のとおり決議いたしました。

##### (i) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を可能とするためのインセンティブとして十分に機能するよう企業業績と連動した報酬体系とし、業務執行取締役及び監査機能を担う社外取締役においては基本報酬（金銭報酬）のみを支払う。

##### (ii) 基本報酬（金銭報酬）の個人別報酬額に関する決定方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし役位、職責、在位年数を基本に当社業績、従業員給与水準、他社水準等勘案して決定する。

##### (iii) 基本報酬額決定方法

取締役の個人別報酬額の決定については、代表取締役（複数の場合は代表取締役間協議）に委任する。

代表取締役は、個人別報酬額の総額が株主総会で決議された支給総額内であることを確認のうえ、監査等委員の意見も参考に個別報酬額を決定する。

#### ⑤ 取締役の個人別報酬額の決定を委任する者

##### (i) 地位及び氏名

代表取締役社長 齋藤高紀及び代表取締役副社長 菅野孝太郎

※2021年2月10日開催の取締役会決議時の地位

##### (ii) 委任の権限内容

監査等委員を除く取締役の個人別報酬額の決定

##### (iii) 委任理由

当社は、企業経営に精通し、業績及び人事他、当社グループ全体を掌握する代表取締役に取締役の個人別報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当職務について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

なお、2022年3月1日に任意の「指名・報酬委員会」を設置いたしました。

- ⑥ 取締役の個人別報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由  
代表取締役が、2015年6月25日開催の定時株主総会で決議された報酬限度額の年額144百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内。）で、業績、他社水準及び社会情勢を鑑み、監査等委員の意見も参考のうえ作成した報酬案であることから、その内容について取締役会は決定方針に沿うものであると判断しております。

⑦ 社外役員に関する事項

(i) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役伊藤信弘氏は、株式会社いちい、株式会社ヒロックス、株式会社アイホールディングスの代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）大出隆秀氏は、有限会社大出会計事務所の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）菅野晴隆氏は、弁護士法人ブレインハート法律事務所の代表社員社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

(ii) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	伊藤 信弘	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席いたしました。企業経営者としての見地から豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会では積極的に意見を述べており、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割、責務を発揮しております。
取締役 (監査等委員)	大出 隆秀	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに、また、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。税理士・公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保する発言を行っており、監査等委員会においては、当社の経理システム並びに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。
	菅野 晴隆	当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに、また、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保する発言を行っており、監査等委員会においては、当社のコンプライアンス体制等について、適宜、必要な発言を行っております。

⑧ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役全員を被保険者として役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により補填されないなど一定の免責事由があります。なお、当該保険契約は2022年7月に更新する予定であります。

#### (4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 東邦監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

	東 邦 監 査 法 人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,200千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,200千円

- (注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2 監査等委員会は、会計監査人による当該事業年度の監査計画の内容、監査時間及び報酬見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬の額につき会社法第399条第1項及び同条第3項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容  
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針  
監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### **3 株式会社の支配に関する基本方針**

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

### **4 株式会社の状況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

### **5 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けております。このような観点から、剰余金の配当等の決定につきましては、当社を取り巻く経営環境や以下の方針によって実施することとしております。

配当につきましては、安定した配当を継続的に実施することを基本として、各事業年度の業績、財務状況、今後の事業展開を総合的に勘案して実施してまいります。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化、今後成長が見込める事業分野への投資、設備投資、研究開発投資、人的資本への投資等、今後の事業展開に備えた経営基盤の強化に活用してまいります。

また、自己株式の取得につきましては、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら検討してまいります。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、1株当たり15円とさせていただきますと存じます。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>4,616,522</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,237,547</b>
現金及び預金	3,424,566	買掛金	278,809
受取手形	8,864	1年内返済予定の長期借入金	116,110
売掛金	478,203	リース債務	1,148
有価証券	23,754	未払法人税等	52,419
商品及び製品	378,551	賞与引当金	210,604
仕掛品	30,555	災害損失引当金	46,351
原材料及び貯蔵品	37,096	その他の	532,104
未収還付法人税等	28,675	<b>固 定 負 債</b>	<b>9,264,961</b>
その他の	499,088	長期借入金	94,680
貸倒引当金	△292,834	リース債務	4,376
<b>固 定 資 産</b>	<b>13,918,473</b>	繰延税金負債	17,001
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>8,553,534</b>	前受金復活損失引当金	15,478
建物及び構築物	3,741,543	資産除去債務	182,123
機械装置及び運搬具	104,532	負ののれん	43,375
土地	4,651,515	前払式特定取引前受金	8,827,943
リース資産	5,418	その他の	79,982
その他の	50,524	<b>負 債 合 計</b>	<b>10,502,509</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>351,134</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
のれん	246,960	<b>科 目</b>	<b>金 額</b>
その他の	104,174	<b>株 主 資 本</b>	<b>7,928,093</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>5,013,804</b>	資本金	500,658
投資有価証券	951,074	資本剰余金	2,032,312
長期貸付金	45,810	利益剰余金	5,480,160
繰延税金資産	376,272	自己株式	△85,038
営業保証金	522,636	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>104,392</b>
供託金	2,073,150	その他有価証券評価差額金	22,461
その他の	1,112,528	為替換算調整勘定	81,931
貸倒引当金	△67,668	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>8,032,486</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>18,534,995</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>18,534,995</b>

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 連 結 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		8,675,303
売上原価		5,946,739
売上総利益		2,728,564
販売費及び一般管理費		2,430,567
営業利益		297,996
営業外収益		
受取利息	11,851	
受取配当金	3,214	
負債のれん償却額	12,393	
受取賃料	13,681	
掛金解約手数料	25,392	
貸倒引当金戻入額	12,755	
その他	44,564	123,852
営業外費用		
支払利息	1,737	
持分法による投資損失	66,192	
前受金復活損失引当金繰入額	3,021	
その他	9,756	80,707
経常利益		341,141
特別利益		
固定資産売却益	392	
貸倒引当金戻入額	131,455	
その他	12,471	144,320
特別損失		
固定資産除却損	19,697	
減損損失	101,713	
災害による損失	63,350	
投資有価証券売却損	220	184,980
税金等調整前当期純利益		300,481
法人税、住民税及び事業税	116,667	
法人税等調整額	33,528	150,196
当期純利益		150,285
非支配株主に帰属する当期純利益		19,184
親会社株主に帰属する当期純利益		131,100

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,637,692</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>615,505</b>
現金及び預金	1,005,606	1年内返済予定の長期借入金	348,910
売掛金	89,074	未払金	210,316
短期貸付金	579,830	未払法人税等	20,382
未収入金	172,181	賞与引当金	19,671
未収還付法人税等	28,471	災害損失引当金	1,696
立替金	13,876	その他の	14,527
その他の	37,319	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,583,378</b>
貸倒引当金	△288,666	長期借入金	1,471,680
<b>固 定 資 産</b>	<b>7,645,112</b>	資産除去債務	64,819
<b>有形固定資産</b>	<b>4,827,506</b>	負ののれん	27,404
建物	1,812,526	役員に対する長期未払金	19,234
構築物	136,905	その他	240
機械及び装置	24,726	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,198,883</b>
車両運搬具	5,017	<b>純 資 産 の 部</b>	
工具、器具及び備品	4,040	<b>科 目</b>	<b>金 額</b>
土地	2,844,289	<b>株 主 資 本</b>	<b>7,061,460</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>97,365</b>	資本金	500,658
のれん	6,979	資本剰余金	2,011,261
借地権	2,517	資本準備金	2,011,261
商標権	250	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>4,634,579</b>
ソフトウェア	85,343	利益準備金	24,035
その他	2,275	その他利益剰余金	4,610,544
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,720,240</b>	別途積立金	590,535
投資有価証券	106,510	繰越利益剰余金	4,020,009
関係会社株式	1,177,364	<b>自 己 株 式</b>	<b>△85,038</b>
出資	2,791	評価・換算差額等	22,461
関係会社出資金	133,032	その他有価証券評価差額金	22,461
長期貸付金	1,122,715	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>7,083,922</b>
繰延税金資産	185,501	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>9,282,805</b>
その他の	37,468		
貸倒引当金	△45,143		
<b>資 産 合 計</b>	<b>9,282,805</b>		

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		1,342,402
売上原価		301,030
販売費及び一般管理費		1,041,371
営業利益		509,878
営業外収益		531,492
受取利息	20,813	
負債のれん償却額	7,829	
貸倒引当金戻入額	122,312	
出所の料他	7,958	
営業外費用	11,182	170,096
支払利息	6,081	
経常利益	719	6,801
特別利益		694,788
固定資産売却益	181	
受取保険金	7,955	
抱合せ株式消滅差益	12,205	20,342
特別損失		
固定資産除却損失	2,628	
減損による損失	856,034	
災害による損失	17,089	
投資有価証券売却損	220	
関係会社株式評価損	116,500	
関係会社の支援損	360,000	
その他	1,304	1,353,777
税引前当期純損失		638,646
法人税、住民税及び事業税	64,704	
法人税等調整額	△219,168	△154,463
当期純損失		484,182



# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

こころネット株式会社  
取締役会 御中

東邦監査法人  
東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 小 宮 直 樹  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 渡 辺 慎 志  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、こころネット株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、こころネット株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

こころネット株式会社  
取締役会 御中

東邦監査法人  
東京都千代田区

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 小 宮 直 樹

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 渡 辺 慎 志

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、こころネット株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第56期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び子会社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、常勤監査等委員が重要な子会社の監査役を兼務しており、重要な子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

こころネット株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 加藤 重光 ㊞

監査等委員 大出 隆秀 ㊞

監査等委員 菅野 晴隆 ㊞

(注) 監査等委員大出隆秀及び菅野晴隆は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

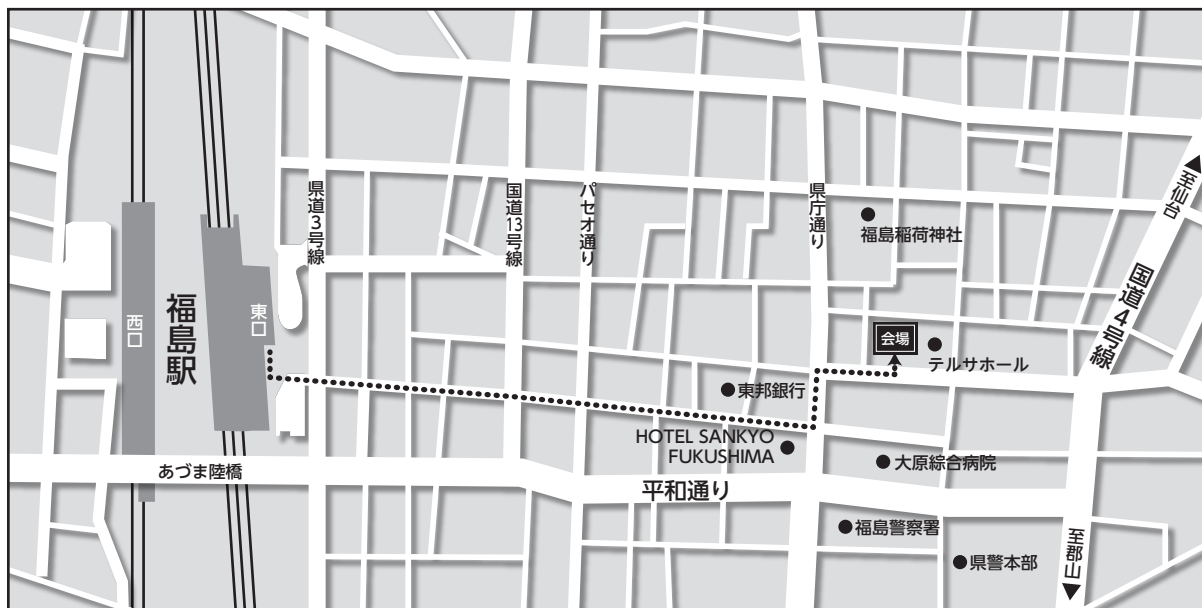
# 定時株主総会会場ご案内図

会場

Coeur a Coeur Liente SUNPALACE (クーラクーリアンテ サンパレス) 4階 ベリル  
福島県福島市上町4番30号 TEL 024-523-3811

交通

J R福島駅 東口より 徒歩約10分



※駐車スペースに限りがありますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。